

○農林水産省告示第九百四十五号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の一の項の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十一号(植物防疫法施行規則別表一の一の項のオランダ王国から発送されるトマト及びピーマンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正する。

平成八年十二月十三日

農林水産大臣 藤本 孝雄

五の四及び六中「こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加える。